

# 災害による危険個所と避難施設を確認できる地図 災害ハザードマップ



## 広報あきたと一緒にお届けしました

市では、洪水などの災害による被害を最小限にとどめるため、「秋田市災害ハザードマップ(洪水避難地図)」を作成しました。この地図で危険個所や避難施設を確認し、もしもの災害に備えましょう。

## 市内5地区の浸水想定と避難施設を掲載

今回、広報あきたと一緒にみなさんにお届けしたマップは、表面がお住まいの地区に合わせた地区別マップ(全5地区)、裏面が市内全体図になっています。お届けした以外の地区別マップは、市ホームページでご覧になれます。

5つの地区 土崎・飯島地区周辺 太平・上新城地区周辺 牛島・仁井田・新屋地区周辺 豊岩・下浜地区周辺 雄和地区周辺

## 浸水の深さごとに色分け

浸水が予想される区域を浸水の深さごとに色分けしています。この浸水想定区域は、雄物川、旭川、太平川、草生津川が大雨(50年～150年に1回程度の規模)ではらんした場合は想定したものです。雄物川と他の河川の浸水想定区域が重なる場合は、雄物川の浸水想定区域を掲載しています。なお、新城川、猿田川、岩見川の浸水想定については、県の調査が済みしだい、市ホームページなどでお知らせします。

洪水の場合、浸水の深さは時間ごとに変動します。浸水想定区域のすべてが、破堤(堤防が壊れること)後すぐにマップに示された浸水の深さに達するものではありません。また、マップにある浸水想定区域以外は絶対浸水しないということではありませんのでご注意ください。

## マップ上の危険個所を避けて避難を

土砂災害の危険個所と過去(平成14年度以降)に冠水した道路を記載しています。避難する際は、これらの危険個所を避けて避難しましょう。また、自宅に一番近い避難施設が浸水想定区域内にある場合は、災害の種類や状況に応じた避難ができるよう、あらかじめ複数の避難施設を確認しておきましょう。



大雨で土砂が道路に(7月3日、市道上八田大根沢線)

## 避難情報が出たら速やかに行動

堤防が増水などで壊れてしまうと、水位が急激に上昇することがあります。避難情報が出されたら、速やかに行動してください。避難情報は、テレビやラジオ、広報車、市ホームページなどでみなさんにお知らせします。また、避難情報が出ていなくても、危険を感じた場合は自主的に避難してください。

## 安全に避難するために

非常用持ち出し品は日ごろから準備...持ち出し品の参考リストは、市ホームページの防災コーナーでご覧いただけます。

避難経路は事前に確認  
高齢者など、避難に支援が必要  
なかにたに協力を



避難は複数で行動。動きやすい靴で  
避難が遅れても慌てずに。できるだけ  
高い安全な場所で救助を待つ

気象情報や河川水位情報に注意...河川に関する国や県のホームページのアドレスをマップに記載しています。また、「防災ネットあきた」に登録すれば、パソコンや携帯電話で避難情報などを得ることができます(登録方法など、詳しくは、広報あきた8月16日号をご覧ください)。

## 災害ハザードマップに関する問い合わせ

防災対策課tel(8 6 6)2 0 2 1

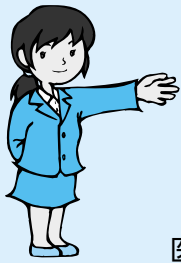
ファクス(8 2 3)5 0 9 9

Eメール ro-gnds@city.akita.akita.jp

ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds>





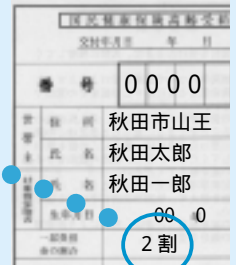
# 10月1日から、医療費の負担が変わります

今年6月に公布された医療制度改革関連法により、10月1日(日)から、医療費の自己負担割合などが変更になります。

## 自己負担割合が「2割」のかたは「3割」に

**対象** 国民健康保険高齢受給者証か老人保健医療受給者証をお持ちのかたで、各受給者証の「一部負担の割合」の欄が「2割」のかた

現在、自己負担割合が「2割」のかたは、10月1日(日)から「3割」になります。該当するかたに、新しい受給者証を9月下旬にお送りします。



高齢受給者証の場合

## 1か月あたりの自己負担限度額が変わります

**対象** 国民健康保険被保険者証か国民健康保険高齢受給者証、または老人保健医療受給者証をお持ちのかた

1か月あたりの医療費が自己負担限度額を超えると、超えた分を高額療養(医療)費として支給しています。10月1日(日)から、この自己負担限度額が下表のとおり変わります(青字が変わる部分です)。

70歳以上のかた | 65歳以上で老人保健医療受給者証をお持ちのかたを含む

70歳未満のかた

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月) *カッコ内は変更前の額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のある世帯 ※1	3割(2割)	44,400円(40,200円)	80,100円(72,300円) <small>(医療費が月に267,000円(361,500円)を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)</small>
一般		12,000円	44,400円(40,200円)
市民税非課税の世帯 ※2	1割	8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯 ※3			15,000円

区分	自己負担限度額(1か月) ※4	*カッコ内は変更前の額
一定以上の所得のある世帯	150,000円(139,800円) <small>(医療費が月に500,000円(466,000円)を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)</small>	過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたかたは4回目から83,400円(77,700円)
一般	80,100円(72,300円) <small>(医療費が月に267,000円(241,000円)を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)</small>	過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたかたは4回目から44,400円(40,200円)
市民税非課税の世帯	35,400円	過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたかたは4回目から24,600円

- 1...世帯の中で、国保の高齢受給者証か老人保健医療受給者証をお持ちのかたのうち、市民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいる場合に該当します。ただし、高齢受給者証・老人保健医療受給者証の対象者が世帯に1人の場合は、そのかたの年収が383万円未満、同じく2人以上の場合は年収の合計が520万円未満であれば、申請により、区分は「一般」になります。
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得額が一定基準以下の世帯(年金収入のみのかたは、年収80万円以下、給与所得があるかたは年収65万円以下)
- 4...「70歳以上のかた」と違い、入院、外来、総合病院の各診療科は、それぞれ別々に計算します。

## 療養病床は所得に応じて「食費」と「居住費」を負担

**対象** 療養病床に入院する70歳以上のかた

療養病床に入院したときは、これまで「食材料費相当分」を負担していただきましたが、10月1日(日)から、「食費」と「居住費」を負担していただきます。金額などは下表のとおりです。

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一定以上の所得のある世帯・一般(下)以下の世帯	460円	320円
市民税非課税の世帯	210円	
市民税非課税で所得が一定以下の世帯	130円	0円
老齢福祉年金受給者	100円	



問い合わせ

70歳未満のかた...国保年金課給付担当tel(866)2098

70歳以上で国民健康保険高齢受給者証をお持ちのかた...国保年金課賦課担当tel(866)2099

老人保健医療受給者証をお持ちのかた...障害福祉課医療福祉室tel(866)2513